

チケット事業に対する割賦販売法適用について

Q. 組合の行うチケット事業は、割賦販売法の適用をうけるか。

A. 事業協同組合のチケット事業については、割賦販売法の全部は適用されないが、一部が適用されている。但し、適用条文は日常業務にそれほど関係はないので、その影響は極めて僅かなものとなっている。即ち組合のチケット事業は、同法第31条（包括信用購入あっせん業者の登録）登録を受けなければならない同法第2条（第3項の割賦購入あっせんに該当するが、同法第31条ただし書の規定により登録が免除されている）。

適用される条文は、同法第37条（カード等の譲受け等の禁止）及び第40条（報告の徴収）である。